

議案第 76 号

岩倉市職員定数条例の一部改正について

岩倉市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員定数条例の一部を改正する条例

岩倉市職員定数条例（昭和46年岩倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「、農業委員会及び公平委員会」を「及び農業委員会」に、「、市長の事務部局の職員においてこれを」を「市長の事務部局の職員において、公平委員会の事務部局の職員は監査委員の事務部局の職員において、それぞれ」に改め、同条第1号中「210人」を「310人」に改め、同条第6号中「120人」を「20人」に改め、同条第9号中「6人」を「3人」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員の定数に含まないものとする。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされている職員
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
 - (3) 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年岩倉市条例第23号）第2条の規定により派遣されている職員
- 3 前項各号に規定する職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の員数が第1項各号に掲げる職員の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる員数の職員は、1年を超えない期間に限り、当該定数に含まないものとするができる。
第3条中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。